

令和 8 (2026) 年度事業計画書

自 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

至 令和 9 (2027) 年 3 月 31 日

I 事業活動方針

公益財団法人として設立の趣旨に則り、健全で安定した財団運営と墓地管理事業の円滑な推進に努めるとともに、県民の皆様に低廉で良質な墓地の提供を継続的に行い、多様化する県民の墓地需要に応え、もって地域の福祉向上に貢献する。

また、霊園事業を運営する法人としてコンプライアンスを重視した業務執行に努め、利用者からの信頼を得て、他の霊園の模範となるような運営をしている。

近年、都市化の進展、家族形態の変化、そして少子高齢化の加速等により、お墓をめぐる社会環境や人々の意識も大きく変化している。これにより、従来の「先祖代々のお墓を守る」という意識が薄れ、墓地の承継者の確保が難しくなり、墓じまいを検討される方が増加傾向にある。加えて合葬墓や樹木葬といった承継を前提としないお墓への関心の高まりなどから、永代使用の一般墓の需要が急減し、一方墓じまいの件数がこれを上回るなど、霊園を取り巻く環境が大きく変化してきている。

更に、開園から 60 年以上が経過し施設の老朽化も進んでいるため、その修繕や改修のための積立が必要となり、霊園経営は年々厳しい状況となっている。

このような状況を踏まえ、令和 8 (2026) 年度の事業活動では、新設した永代供養の樹木墓地「悠久の丘」の販売に注力するとともに、金利のある時代を見据え資金運用を確実に推進するなど、昨年度に策定した中期経営計画の着実な推進に努め、安定的な収益確保を図り財団の経営基盤の安定強化に向けて取り組むこととする。

Ⅱ 事業計画

1 中期経営計画

(1) 収入の確保

ア 多様な墓地の提供

- ・ 樹木墓地「悠久の丘」の販売

顧客ニーズの変化に対応するため、令和 7（2025）年度に新設したプレミアム感のある樹木墓地「悠久の丘」の確実な販売に努める。

→令和 8（2026）年度目標：50 区画／年

- ・ 既存区画の販売強化

顧客の認知度と購入意欲を喚起するため、積極的な広報の展開等販売戦略を強化する。

→令和 8（2026）年度目標：76 区画／年

- ・ 返還墓地（芝生墓地、グリーン墓地）の再販強化

値引き、広報の強化等により再販売の強化を図る。販売実績がある芝生墓地、グリーン墓地は、返還墓地数の 30%の再販売を図る。

- ・ 現行の期限付き墳墓（基本契約期間 20 年）の見直し

顧客の多様なニーズを踏まえ、令和 8（2026）年度中に現行の期限付き墳墓制度の見直しを検討する。

イ 無縁墓抑制対策

無縁墓の発生を事前に抑制するため、顧客が墓じまいを考えた段階で、適時、適切に対応するため、令和 7（2025）年度に作成した墓じまいに係るリーフレットを積極的に活用するとともに行政書士による手続き代行制度の周知に努める。

既に無縁墓状態にある墓地については、費用対効果を視野に入れながら、対応を図っていく。併せて、関係団体と協議し、解決方策を検討する。

(2) 業務運営の質の向上

ア 業務改善の推進

- ・ 一部業務のアウトソーシング
業務執行体制の合理化を図るため、令和 8（2026）年から会計処理に係る一部業務のアウトソーシングを実施する。
- ・ 埋蔵管理委託料の特定資産への積立て
永代供養墓販売の際に受け取る永代供養料、霊園管理料等をまとめた埋蔵管理委託料を令和 8（2026）年から特定資産へ積み立て、運用を図る。
- ・ D X の推進
送迎バス予約システムを令和 8（2026）年中に構築する。
- ・ 内部マニュアルの再整備
顧客対応など各種事務作業等の内部マニュアルを令和 8（2026）年中に再整備する。
- ・ 人事評価制度の実施
業務を支える人材の育成の充実・強化を図るため、令和 8（2026）年中に人事評価制度の導入、研修の実施等を進める。

イ その他

- ・ 長期修繕・改修計画の計画的な実施
平成 29（2017）年度に作成した長期修繕改修計画に基づき、長寿命化による施設更新コストの低減・平準化と予防保全を進めるため、修繕・改修を計画的に実施する。
- ・ 光熱費の節減と S D G s 推進のため、太陽光発電について、技術の進展や普及状況を踏まえながら導入に向けた検討を行う。

(3) 湘南森林霊園の販売促進

湘南森林霊園の知名度向上と売上向上を図るため、広告宣伝活動及び集客のためのイベント開催を充実・強化する。

年 度	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)
販売金額（千円）	100,452	100,784	110,041	110,373	110,762

2 中期経営計画以外の事業

(1) 相模メモリアルパーク（愛川町）

ア 墓地提供事業

当園の昨今の墓地需要動向は、社会情勢の変化から、墓地を永代に渡り維持していくというものだけではなく、一代限りの墓地使用という傾向も見受けられるようになっている。

こうした墓地需要の多様性を考慮し、普通墓地、芝生墓地、グリーン墓地や低廉な 1 m²墓地などの墓地提供に併せ、承継者のいない方のニーズに対応した合祀墓及び合葬墓「やすらぎの苑」を提供していく。

さらに、承継者が不在で一般的な墓地購入を躊躇されている方のニーズに応える新たな選択肢として、最終埋蔵予定者を埋蔵してから 6 年後に合祀墓又は合葬墓に改葬する「お引越し付き永代供養墓」の販売も行っていく。

なお、永代使用墓の令和 8（2026）年度の提供予定面積は、令和 7（2025）年度の販売実績見込みを踏まえ、150 m²を予定している。

イ 墓地等の維持管理事業

・ 霊園環境整備

霊園の維持管理については、全体の環境保全を重視し、花と緑が織りなす公園墓地としてふさわしい四季折々の花木の植樹を行うとともに、グリーン墓地・芝生型墓地・和型墓地のそれぞれの特性を

活かして、常に美しい環境が保たれるよう霊園の管理に努めていく。

また、経年劣化が進む霊園設備に不具合が発生しないよう、適時メンテナンスを実施していくとともに、大規模地震などの災害に備えT区画奥の擁壁をはじめとした霊園内擁壁について、経年劣化の状況を定期的な経過観察を行う。

- ・ 霊園管理料徴収事務

霊園管理料は、霊園の健全な運営と永続性を支える大事な資金であることから、霊園管理料滞納者に対して定期的に電話や手紙での督促を実施し、また、墓参時に滞納者に周知できるよう墓地に立札を立てるなど引き続き対応していく。

また、利用者には、引き続き口座振替への切替えをお願いしていく。(2026年1月末現在、口座振替登録者の比率 79.0% (2021年3月末は67.6%))

- ・ 預り保証金返済事務

預り保証金を墓地永代使用料に充当していく事務で、未処理となっているものの解決に向けて引き続き取り組んでいく。

ウ 墓地附帯施設等の管理運営事業

- ・ 納骨の受入れ

納骨は、遺骨がご遺族のお手許から離れ、お墓に埋蔵されるという一連の葬儀の中でも重要な儀式であるので、厳粛な業務の進行に努める。

- ・ 斎場、会席室の提供

墓地使用者及び墓参者、来園者に対し、行き届いたサービスの提供に努める。

斎場 2 室、会席室（洋室 5 室）等の建物の管理は、定期的に厨房器具の衛生管理を徹底して行うとともに、防災器具を初めとした施設、設備の点検を実施する。

- ・ 法事、卒塔婆等の紹介

法事における利用者の利便に供するため、僧侶や神官の紹介、卒塔婆申込みの受付や葬儀においての寺社紹介、会席室でのお食事の提供を行う。

- ・ 墓参が難しい利用者向けの新たな事業

オンラインでの墓参りサービスの試行

- ・ 墓石及び供花等の販売委託

墓石、供花（花・柗・しきみ）等の販売を指定墓石工事業者に引き続き委託する。

（２）湘南森林霊園（秦野）

ア S P C 委託業務の適切な監督と督励

S P C に委託している霊園の運営業務及び維持管理業務について、その執行に遺漏のないように監督、督励していく。同じく事業委託している霊園の各種サービス事業についても、墓地使用者のニーズに合わせた良質なサービスが提供されるように監督、督励していく。

公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類

新様式

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A001999
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人相模メモリアルパーク

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条の規定に基づく許可に係る墓地及び納骨堂の開発・提供及びその管理運営に関する事業

(2) 収益事業等

〔1〕収益事業

事業番号	事業名等
収 1	墓地附帯設備の管理運営及び法事用品等の取扱いに関する事業

〔2〕その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定に基づく許可に係る墓地及び納骨堂の開発・提供及びその管理運営に関する事業	84.7

〔1〕事業の概要について（注1）

（事業の内容）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（以下「墓理法」という。）第10条の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けて、低廉で良質な墓地及び納骨堂を開発・設置し、これらを神奈川県民等に提供し、墓地使用料や墓地管理料の納付を受けて墓地等の維持管理を行い、永代に渡し、永続的な墓地等の管理運営を行う。なお、事業を一本にまとめているのは、墓地の提供（墓地使用权の販売であり、外形的には墓地の貸付け。）と同時に墓地の維持管理が発生し、墓地使用权設定と墓地維持管理義務がウラハラ、一体の関係にあることによる。

（1）墓地等開発・提供事業

地域における墓地需要を勘案し、地域における安定した墓数を確保・提供するため、神奈川県知事の開発許可及び墓理法に基づく墓地等の経営許可を受けて、墓地用地の確保・造成、墓地及び納骨堂の開発・設置を行い、神奈川県民等に墓地等の提供を行う。墓地等の提供に当たっては、神奈川県知事から許可された墓地等の区画数に従い、神奈川県民等に墓地等の使用权を販売する。墓地等の使用权は、墓地等使用の継承者が存続する限り、永代に渡し付与される。なお、墓地使用料（永代使用料）は、墓地の使用权を保証する料金をいい、1平方メートル当たり、28万円としている。

（2）墓地等維持管理事業

墓地使用者に対し、墓地使用契約が永代に渡し適正に運営管理されるよう、「使用者台帳」「区画台帳」「埋葬台帳」「改葬台帳」「管理料台帳」等を整備・管理する等の事務管理を行うとともに、墓参者に対し、良好な霊園環境を提供するため、霊園内の清掃、環境整備等墓地の維持管理（個人の墓地内及び墓石等を除く。）を行う。なお、これらの墓地等の維持管理に要する費用として、墓地管理料を徴しているが、1平方メートル当たり、年間3,300円（税込み）としている。

（事業実施のための財源）

上記（1）、（2）に記載のとおり、墓地等開発・提供の事業も、墓地等維持管理の事業も、財源としては、それぞれに事業収入（墓地使用料収入、墓地管理料収入）があるが、販売完了後の霊園経営を考えると、霊園経営が永代に渡るため、地震災害や施設・設備の改修整備に向けた資金の積立てや、墓地管理料に係る長期の未収金に対応した積立てへの対応は必須のこととなっている。

（令和7年3月31日現在の墓地区画数の状況）

- 神奈川県知事許可の墓地総区画数 26,756区画
- 販売済区画数 21,102区画
- 未販売区画数 5,634区画

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
06	墓埋法では、第4条第1項で、「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない。」旨を規定するとともに、同法第13条では、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければ拒んではならない。」旨を規定している。そして、これらの規定に違反した者は、同法第21条第1号の規定により罰則が課せられるものとされている。墓地、納骨堂等の管理者にこのような制限が課されているのは、管理者がこのような求めをみだりに拒否すれば埋葬(同法第2条第1項)等の施行が困難に陥る結果、死体等の処理について遺族その他の関係者の死者に対する感情を著しく損なうとともに、公衆衛生上の支障をきたし、ひいては公共の福祉に反する事態を招くおそれがあると懸念されからである。本事業は、このような事態の発生を未然に防止することを目的として県知事の許可を受けて行う事業であることから、別表第6号「公衆衛生の向上を目的とする事業」に該当する。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(11) 施設の貸与	1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。	1 墓地の使用(提供)を、宗教・宗派の差別無く不特定多数の方々に募集するとともに、新規墓地の募集が了した場合でも、返還墓地等の空き墓地を再募集するなどして、不特定多数の者の利益の増進に寄与することとしている。 2 公益目的以外の貸与は行っていない。	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
墓地等経営許可	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条	神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	墓地附帯設備の管理運営及び法事用品等の取扱いに関する事業	第 5 条
事業の概要		
(事業の内容) 墓地等を管理、運営していく上で、地域や国民の宗教的感情に適合することを配慮し、公益性の観点から、死者（霊）に対する祭祀のための施設（斎場、休憩室等）を整備しているが、墓地使用者や墓参者が行う祭祀（法事、神事）に必要な斎場や休憩・食事場所等の施設利用について、その便宜を図るとともに、祭祀に伴う納骨等の墓所内作業や業務委託による墓石及び供花、線香等法事関係用品等の販売を行う。		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注 1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
墓地等経営許可	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 10 条	神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課
本事業の利益の額が 0 円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注 2）		

注 1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注 2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0 円以下である場合に記載してください。